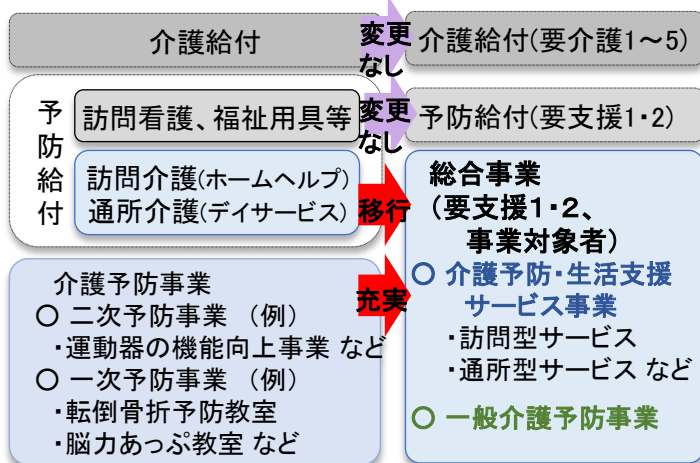


五條市介護予防・日常生活支援 総合事業が始まります

① 総合事業とは

- 介護保険制度における予防給付のうち訪問介護(ホームヘルプ)と、通所介護(デイサービス)が、市が行う総合事業に移行します
- 総合事業は、地域の実情に応じたサービスを充実させていくことで、住み慣れた地域でいつまでも自分らしく暮らし続けられるよう支援するための事業です
- 要支援1・2の方や、一定の生活機能の低下がみられる人が利用できる「**介護予防・生活支援サービス事業**」と、地域の65歳以上の全ての方が利用できる「**一般介護予防事業**」の2つがあります

② 介護予防サービスの仕組みの変更



③ サービス内容

■介護予防・生活支援サービス事業

利用できる方

- 要支援1、要支援2の認定を受けている方
- 基本チェックリストで事業対象者と判定された方

※事業対象者とは、25項目の質問がある基本チェックリストに記入して、事業対象の基準に該当した方のことです。今までの介護認定に比べ、サービスの利用の開始がスムーズに行われます。



○訪問型サービス

○介護保険事業者によるサービス

名称	内容
現行相当訪問介護 新	有資格者(訪問介護員)による身体介護(入浴・排泄等)、生活援助
訪問型サービスA	生活援助等(調理・掃除・ごみ出し・買物代行等)※原則、身体介護はなし



○シルバー人材センターによるサービス

名称 新	内容
訪問型サービスA	家事援助(掃除、買物等)

※訪問型サービス、通所型サービスともに、介護保険事業者によるサービスの利用者負担は、原則1割(一定以上の所得者は2割)。

○通所型サービス

○介護保険事業者によるサービス

名称	内容
現行相当通所介護 新	生活機能の向上のための機能訓練
通所型サービスA	半日あるいは1日のミニデイサービス、運動、レクリエーション等(入浴なし)

○短期集中型サービス

名称 新	内容
通所型サービスC	専門職(保健師・看護師・理学療法士等)による、短期間(3~6カ月間)でリハビリを集中的に行うサービス



■一般介護予防事業

利用できる方

65歳以上の全ての高齢者

- 健康づくり・介護予防教室
- 認知症予防教室
- 住民運営の体操の集い 等



⇒利用の流れは、裏面をご覧ください

ちょっとした支
援があると助か
るのにな…

市内在住の65歳以上の全ての方

自宅生活を続
けたい…でも
一人は不安

地域包括支援センター(カルム五條)や介護福祉課(市役所)に相談

要介護認定申請

要介護1~5

要支援1・2

非該当

基本チェックリスト

生活機能が低下しているかどうか
を判断し、利用できる事業を判定

※今までの介護認定に
比べ、サービスの利用
の開始がスムーズに行
われます。

※基本チェックリストとは、25
項目の質問に記入して、事業
対象者を判定する方法です。

居宅サー
ビス計
画

介護予防サー
ビス計
画

事業対象者

介護予防ケアマネジメント
(ケアマネジャーによる
ケアプラン作成等)

自立した生活
が送れる方

明らかに、介護
予防・生活支援
サービス事業の
対象外と判断で
きる場合

介護保険

○要介護1~5

- ・在宅サービス
- ・地域密着型サービス
- ・施設サービス

○要支援1~2

- ・在宅サービス
- ・地域密着型サービス

⇒詳細は、介護福祉課へ
☎ 0747-22-4001

総合事業

介護予防・生活支援サービス事業

○訪問型サービス

- ・現行相当の訪問型サービス
- ・訪問型サービスA(緩和基準)

○通所型サービス

- ・現行相当の通所型サービス
- ・通所型サービスA(緩和基準)
- ・通所型サービスC(短期集中型)

一般介護予防事業

- ・足腰元気塾
- ・ころばぬ先の運動教室
- ・頭の体操教室
- ・転倒骨折予防教室
- ・住民運営の体操の集い

何かお困りごと
があれば…

まずは高齢者の総合相談窓口である、
『地域包括支援センター』にご相談ください

五條市 地域包括支援センター ☎ 0747-25-2640

〒637-0036 五條市野原西6丁目1番18号 五條市保健福祉センター(カルム五條)内

